

# 現地事例から見る農業経営（個人） の法人化について



令和6年3月

山口県農業経営・就農支援センター  
(山口県農林水産部農業振興課)

山口県農業経営支援センター  
(山口県農業協同組合営農販売事業本部)

## 現地事例から見る農業経営（個人）の法人化について 目次

発刊にあたって .....	1
調査事例	
調査事例 1 株式会社萩原 .....	2
調査事例 2 株式会社アグリハウス安永 .....	5
調査事例 3 株式会社藤村農園 .....	8
調査事例 4 株式会社NISSHO AGRI .....	11
調査事例からみる法人化の動機やメリット等について ..	14
法人化の際の留意事項 .....	16
個人経営と法人経営の違い .....	19
山口県農業経営支援センターについて .....	20
編集メンバー、引用文献 .....	22

# 発刊にあたって

## 山口県農業経営支援センター (山口県農業協同組合営農販売事業本部)

山口県農業経営支援センターは、山口県からの委託を受け、山口県農業協同組合に事務局を置き業務を行っています。

農業経営支援センターの業務は、農業者の皆様の経営課題の解決支援です。

農業経営には様々な課題がありますが、その解決に向け、地域の支援機関（JA、市町、県農林水産事務所等）がチームとして伴走支援活動を行っています。

支援活動の中で専門的助言を要す事項は、要請に基づき農業経営支援センターから専門家（中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、司法書士など）を、現地に派遣し、解決を支援しています。

令和4年度においては、113の農業経営体を重点指導農業者として支援するとともに、107回の専門家の現地派遣を実施しました。

支援した経営課題は、農業経営の法人化、農業経営の継承、新規就農者の定着促進、認定農業者の経営改善目標の達成支援などです。

活動の成果として、7経営体の法人化が図られるとともに、農業経営の継承に向けた農事組合法人の株式会社形態への転換、経営効率化に向けた作業環境の改善、新規就業者確保のための就業規則の整備なども支援しました。

山口県では、農業経営の法人化を促進しています。

集落ぐるみで農地を守るための集落営農組織の法人化が進み、全県で300組織を超える状況になっています。

他方、近年、個別農業経営体が、規模拡大等を行い法人化を図る事例も出てきています。

農業経営支援センターでも、こうした個別農業経営の法人化事例を支援していますが、近年の法人化事例について現地調査を行い、法人化の動機や課題等について、取りまとめました。

取りまとめにあたり、多忙の中、取材に応じていただきました4法人の関係者に感謝を申し上げます。

また、本誌の作成に際して助言をいただいた経営戦略会議の関係各位、関係機関の皆様、監修をいただきました中小企業診断士・社会保険労務士の白松秀隆先生、税理士の住江忠彦先生にお礼を申し上げたいと思います。

今後の個別農業経営の法人化を考えておられる農業経営者の皆様の参考になれば幸甚と考えております。

山口県農業経営支援センター事務局長  
(山口県農業協同組合営農指導部長)

佐々木 秀治





萩原代表

### 経営概要

- ◆代表者、所在地  
萩原立己 (はぎはら りつき) [40歳]  
山口県長門市西深川
- ◆設立年  
令和5年3月
- ◆経営規模  
水稲52ha (主食、飼料、酒造好適)、樹苗0.4ha  
売上規模 5千~7千万円
- ◆役員 本人、弟
- ◆従業員数 常勤3名、臨時5名
- ◆事業内容 水稲の生産・販売、樹苗の生産 他

## 1 経営の特徴、経営理念

- ・水稲 (主食用米 + 飼料用米) と樹苗生産を組み合わせ、周年作業体系を確立し、家族労働力を主とした大規模経営(52ha)を実践。
- ・水稲は育苗から乾燥調製出荷まで一貫生産。
- ・機械施設等は可能な限り長期間使用し、経費の削減に努めている。
- ・経営基盤強化準備金を活用し計画的な機械導入を図っている。

### ◎経営理念 「わくわくする おもしろい経営」

## 2 法人化の動機、検討期間

- ・現在、経営は続けられているが、自分も若いころに比べ体力が落ちた。将来のことを考え、若い人材の雇用も充実させていく必要があると思い、農業経営の法人化を考え始めた。
- ・自分だけでなく、父も含め家族がそうした考えとなったと思う。
- ・数年前から法人化を協議していた。法人化を決意し、登記までの期間は1年程度。

### 【主要資本装備】

納屋 1、倉庫 3、事務所 1  
 トラクター 6 (R4新規購入 1、償却済 5)  
 水田八〇-5、(償却済 4)  
 田植機 2 (全て償却済)  
 コンバイン 2 (全て償却済)  
 乾燥機 4 (償却済 3)  
 籾摺機、米選機、精米機、保冷库  
 トラック(レンタル)



装備された機械類

## 3 法人化に際しての懸念等

- ・法人化後の社会保険料 (法人負担) の増加。



#### 4 農業経営支援センターの支援と助言

- 社会保険労務士を派遣  
これまでの申告書をもとに、法人化の際の社会保険料(法人負担)の試算を提示した。(本人が思っていたより負担額が少ないことが示された)
- 社会保険労務士からの助言  
社会保険には、扶養の概念があり、配偶者等を被扶養者にすることができれば、保険料の大幅な削減がもたらされる。将来の年金等の社会保険に加入するメリットも大きいことから保険料増加のデメリットばかりを意識しない方がよいのではとの助言を行った。
- 税理士の派遣と助言  
現状の利益水準で法人化した方が、個人で事業継続するよりも有利。  
法人化の際の資産等の継承方法  
農業経営基盤強化準備金の取り扱い等について
- 専門家派遣 4回(R4年度、5年度)  
R4/7 社会保険労務士(社会保険料試算)  
R4/7 税理士(法人化、税務対応)  
R4/8 社会保険労務士(社会保険制度)  
R5/1 司法書士(定款作成)  
R5/1 2 社会保険労務士(就業規則)

#### 5

#### 法人化と併せた農業経営の継承 (専門家の助言)

- 土地・建物は個人から法人が賃借するよう助言
- 簿価 1 円の償却資産が多いが、法人へ10万円以下(一括償却可能)で売却で対応。
- 個人経営の資産・負債を法人に引き継ぐ
- 法人の運転資金は、現経営主(父)から一定額を借り入れし未払金として法人 B/S に計上
- 法人資本金は、贈与税の課税を考えながら父から兄弟に贈与したうえで、兄弟が出資してはどうか。
- 個人経営時の基盤強化準備金の積み立てがあれば法人化する時に取り崩す必要があるため、積立金を個人に残し機械等を購入し法人に貸し出してはどうか。
- 父母は役員(定期同額の給与)からはずし、出資をしない一般従業員扱い(業績に応じた給与支払い)の方が節税となる。父母が出資すると相続が必要となるほか、みなし役員となり給与の増額や賞与の支給ができなくなる。
- 商取引では消費税が課税されるが、免税事業者から課税事業者(本則課税)になれば、農機具等の購入を行った場合は消費税の還付を受けることができる可能性がある。簡易課税を選択した場合にはこの適用は受けられない。
- インボイス制度の導入により、事務量の増加や取引先によっては、仕入税額控除が受けられない場合もあるため、簡易課税を選択する事業者も増加している。

※法人に移管された資産等は継承され、個人経営時の相続問題が解消された。

## 6 大規模経営のポイント

- ・管理圃場は400枚近くあり、畦畔管理が大変。中山間地のため畦畔の高さが4 m近くあるところも。草刈りは年4回（春、夏2、秋）。
- ・春は作業が集中するため草刈りをシルバー人材センターに外注(年間100人役)。夏は自社労力（3～4人）で対応。
- ・遠方(渋木地区)の4.5 haは3人で管理している（特に、水管理）。
- ・大型機械は、法定耐用年数を超えて、できるだけ長く使用するように心がけている。
- ・冬期は、樹苗生産を行い、収益(価格が安定)と作業確保に努めている。



萩原代表と管理圃場

## 7 法人化後に感じるメリット等



出荷製品

- ・経営全般を管理するようになり、作物管理だけでなく、数字と向き合うようになったことは、よかったと思う。
- ・今後は、対外的な発信も行っていきたい。外から見られる眼も変わってくると思う。
- ・現時点で、デメリットは、あまり感じない。
- ・家族内の役割分担は法人化後も大きくは変わらない。
- ・立己氏は代表取締役となり経営管理面(記帳等を含む) も行うこととなった。

### 今後の意気込み

今後も管理を依頼される農地は増えると思う。  
70 ha程度までは引き受けざるを得ないだろう。  
早めに若い人材を雇用し、育成することで、今後の規模拡大や将来的な経営継承につなげたい。



安永代表

### 経営概要

#### ◆代表者、所在地

安永 敏雄 (やすなが としお)〔68歳〕  
下関市菊川町下大野

#### ◆設立年

令和3年9月

#### ◆経営規模

水稻6.4ha(主食、酒造好適、飼料、加工)、  
小麦1.1ha、原木椎茸  
売上規模 5千~7千万円

#### ◆役員 本人、妻

#### ◆従業員数 常勤3名、臨時4名

#### ◆事業内容 水稻・麦の生産・販売 他

## 1 経営の特徴、経営理念

- 安定した販売先を確保。予算を立て計画的な支出管理をすることで、堅実な経営を展開。
- 農業経営の見える化を進め、酒米を中心とした高収益稲作経営を展開。
- 特に、JGAPを導入し作業手順書等の作成により若い人材等でも無駄・無理なく作業できるような体制を整備。雇用環境の整備も実施。
- また、営農支援システムや農業簿記ソフトを活用し、デジタル記録を積み上げ、過去の記録を経営改善活用。(常勤者にITに詳しい人材有)

### ◎経営理念

**「整理整頓を基とした職場環境づくりによる見える化と安心安全の確保」**

#### 【主要資本装備】

倉庫、納屋、事務所、  
トラクター48PS 1(準備金) 7台(個人資産として管理)  
田植機2(償却済) 乾燥機2(償却済)、計量器5、乾燥機5台(償却済)  
精米機1、ハロー2、プラウ、ハーフソイラー、コンボ、フレールモア2、  
ブームスプレーヤー、軽トラック2、トラック(2t) 1 他

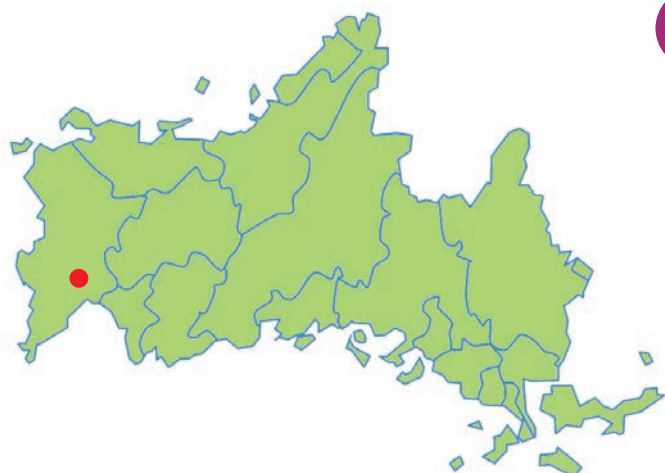


## 2 法人化の動機、検討期間

- 従業員の長期雇用化と就農環境の改善  
従業員を雇用し、長く勤めてもらいたいと思うと、社会保険の適用などの福利厚生や退職金等の充実が必要と考えた。
- 地域の集落営農の法人化の話もあったが、進まなかったため、個人での法人化の道もあるなと考え、平成30年頃から本格的に考えた。

## 3 法人化に際しての懸念等

- 運転資金の確保と販売価格の安定化
- 法人化に際しての社会保険料の負担増



#### 4 法人化の課題解決に向けた対応

- JAや日本政策金融公庫の活用。  
借入金に依存することはしたくないが、自己資金のみでは対応が難しいため、金融機関を活用。水稲は秋に一括で資金が入るため、年間通じた売上確保に向けて検討したい。
- 行政の各種事業を利用した支援策の活用。
- 社会保険料（法人負担）が、予想以上に多かった。米価下落時と重なったため、令和3年に法人化したものの、負担回避のため初年度の稲作は個人経営として対応した。予想以上の運転資金が必要となった。

#### 5 農業経営支援センターの支援と助言

- 法人化に際して  
中小企業診断士から法人化の基本的な知識を学ぶとともに、税理士から法人化時の税務対応、社会保険労務士から社会保険制度の適用についての助言を受けた。
- 法人化後  
従業員の就業条件の充実について社会保険労務士からの助言を受けている。
- 専門家派遣 4回(R3年度～5年度)
  - R3/5 中小企業診断士(法人化について)
  - R3/5 社会保険労務士(社会保険制度)
  - R3/6 税理士(法人化、税務対応)
  - R3/7 税理士(資産の引き継ぎ)
  - R3/7 社会保険労務士(雇用保険等)
  - R5/9 社会保険労務士(退職規程等)

#### 6 人材の確保・育成に向けた取組



安永代表と3名の従業員

##### ◆安定雇用のための環境整備

- 規模拡大に伴い、法人化前から従業員の雇用を開始。
- 休憩室を兼ねる事務所等の整備など就業環境の充実や技術向上のための教育制度を導入。
- 日々の作業の中でも、効率化・コスト最適化を指導し、後継者の育成に尽力。
- また、シフト制で週2日の休日取得を奨励。

##### ◆JGAPの導入・認証取得

- 需要や付加価値の増加を期待しJGAPを導入(関係機関に詳しい職員がいたことも動機)
- 作業の注意点や手順が明確化されてミスが減るとともに、従業員の意識が向上。(作業手順書なども作成し壁面に張り、朝の打ち合わせで、従業員やパートの方にも作業の流れが分かるようにし、ケガのないように注意喚起をしている。)
- GAPをすることで資材の無駄を省けるようになった(資材の探す時間も短縮)。  
今後は、JGAP認証を、取引拡大に活かしたい。



事務所内壁面に掲示された作業手順書





事務所内のJGAP認定証



JGAP指導の様子

### ◆営農支援システムの活用

- ・作業工程の「見える化」のため営農支援システム「アグリノート」を導入。
- ・スマートフォンのアプリを活用し、ほ場情報や作業工程を記録することで、従業員同士でリアルタイムの情報共有を実現。作業の効率化にもつながっている。



圃場マップ

### 今後の意気込み

今後の農業情勢を見据え、効率化と収益性を考慮しながら規模拡大を図る

売上1億円、生産体制10人、経営規模100ha、  
経常利益1000万円

## 7 大規模経営のポイント

- ・管理する水田枚数 約300枚。
- ・水管理は安永氏本人が対応。ブロック毎に行う。地域ごとの慣習にも従う。
- ・草刈は、今年からシルバー人材センターを活用（菊川地区、旧下関地区の使い分け）。
- ・農福連携も始めた。（※農福連携：障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組）
- ・営農支援システムの活用は前述のとおり。

## 8 法人化後に感じるメリット等

### ◆メリット

- ・従業員の意識の高揚、職場環境の改善
- ・従業員も受動的な態度から能動的な動きに変わってきた。常に、従業員には、自分が経営者であればどうしたいかと問いかけており、従業員自ら改善を図る取組を進めるようになってきたかなと思う。JGAP導入の効果もある。
- ・農業で働くことは、普通のサラリーマンより厳しい面も多いが、より、自ら考えて動くようになっていくと良い。

### ◆現時点の経営上の課題

- ・経理等の煩雑さ、運転資金の確保の難しさ





藤村代表

## 経営概要

- ◆代表者、所在地  
藤村 敏浩 (ふじむら としひろ) [53歳]  
山口市秋穂二島
- ◆設立年  
令和2年4月
- ◆経営規模  
露地野菜12品目、野菜苗 10ha  
  
売上規模 7千万～1億円
- ◆役員 本人、母
- ◆従業員数 常勤3名(20歳代、県立農大卒)  
臨時21名
- ◆事業内容 露地野菜及び苗の生産販売

## 1 経営の特徴、経営理念

- ・広大で肥沃な干拓農地で、販売用の苗の栽培や年間を通じた12品目の露地野菜栽培を大規模に展開
- ・特に、タマネギ苗は県下の販売量を誇り、サツマイモ苗等も含め、苗生産は年間700万本
- ・露地野菜はキャベツ、ブロッコリー、白菜、人参、レタスなどの冬野菜を主体に、タマネギ、トウモロコシ、サツマイモなどの夏野菜も組み合わせ周年作業体制を構築
- ・若い従業員を雇用し、業務を通じて育成を図っている。
- ・野菜生産専用機械を効率的に活用。
- ・計画的な規模拡大(R1:7ha⇒R4:10ha)と設備投資(出荷調整施設等)を行い、収益を拡大している。中小企業診断士は、財務の健全性等は良好であると診断している。

### ◎ 経営理念

**「農業の可能性や楽しさの追求を通じて、力強い農業経営を体現し、地域農業の未来に貢献する」**

### 【主要資本装備】

- 作業小屋 6棟、
- パイプハウス 5棟、鉄骨ハウス(3連) 1棟
- トラクター 6.5馬力4  
3.4馬力3  
2.5馬力1
- 乗用管理機4、収穫機4、定植機4



装備された機械

## 2 法人化の動機、検討期間

### ◆法人化の動機

- ・雇用人材の確保のため  
個人経営で雇用を募集したが、集まらなかったため法人化を検討。

(法人化後に県立農大に求人に行ったが、学生の親御さんからは、法人就業となるため安心であるとの声があった。)

### ◆検討期間

- ・以前から税理士に法人化を相談していた。
- ・令和元年に県のやまぐち尊農塾を受講し、将来の経営計画の立案と法人化計画を策定。
- ・実質的な検討期間は1年程度。

## 3 法人化に際しての懸念等

- ・法人化に向けた準備・手続き
- ・法人化後の事務作業の増大  
税理士からは、事務作業が増えると言われていた。

## 4 法人化の課題解決に向けた対応

- ・農業経営支援センターから、以下の専門家の派遣等を受け、課題解決を図った。
- ・支援内容  
就業規則の整備  
法人化に向けた経営計画の作成  
法人定款の整備
- ・専門家派遣（6回）（令和元年度中）
  - R1,8 社会保険労務士
  - R1,11 社会保険労務士
  - R2,1 中小企業診断士
  - R2,1 中小企業診断士
  - R2,3 司法書士
  - R2,3 司法書士



## 5 大規模経営の工夫

### ◆販売について

- ・青果は、多様な販路を開拓し、安定価格での販売に努力している。  
青果は主に市場経由の販売。  
JA経由でサラダクラブと契約取引もしている。  
スーパー等との直接取引も増えてきた。
- ・野菜苗は、ホームセンター等での契約的な販売をしており、価格は安定している。

### ◆生産について

- ・月ごとの作付け計画を作成し、緻密な生産管理を心掛けている。
- ・定植、収穫等の野菜専用機械を活用
- ・各種機械は、できるだけ耐用年数を超えて活用し、支出を抑えているが、今後は、機械の整備費（修繕費）を抑制していきたい。



干拓地での作業の風景

## 6 若い人材の確保と育成

### ◆若い人材の受入れ

- ・県立農業大学校と連携した人材の受入れを実施。農業大学校1・2年生のインターンシップを実施し、就業の動機付けを図っている。
- ・令和2年4月に1名、令和2年8月に1名令和5年4月に1名、計3名の農大生を正社員として、雇用できた。

### ◆人材の育成

- ・若手の正社員に夏野菜の作付け計画を作成させ、パート従業員に作業指示もさせるなど、管理を任せている。
- ・栽培から販売まで実践的な経験を早い段階から積ませるようにしている。
- ・担当制（品目）により、自ら動くようになってきたと思う。
- ・細めに打ち合わせを行うなど、チーム内のコミュニケーションづくりに努めている。



若い人材が働く様子

### 今後の意気込み

経営の柱である野菜苗の生産を維持しつつ、露地野菜生産は若い人材にまかせていきたい。将来的には、野菜のパックセンターなどにも取り組みたい。



社員の集合写真

## 7 法人化後に感じるメリット等

### ◆メリット

- ・雇用者の確保  
法人化後、県立農業大学校から3名の雇用を受け入れることができた。
- ・販売先からの信用の増大  
販売先からの引き合いは増加した感じがする。
- ・各種支援策の活用  
個人経営に比べ法人の方が支援策が充実していると感じる。  
※法人の方が、制度資金借入限度枠や補助事業の支援額が大きいなど

### ◆現時点の課題

- ・事務作業の増大



収穫調整風景

## 調査事例 4 株式会社NISSHO AGRI (にっしょう あぐり)

※社名の由来は、「日が昇る」から



沖村昇代表(右)、沖村栄治氏(父 左)

### 経営概要

- ◆代表者、所在地  
沖村 昇 (おきむら のぼる) [35歳]  
山口県下関市菊川町久野
- ◆設立年  
令和5年3月
- ◆経営規模  
水稲46ha (主食、酒造好適、飼料、米粉)、  
小麦10ha  
  
売上規模 7千万～1億円
- ◆社員 本人、弟、
- ◆従業員数 常勤1名、臨時5名
- ◆事業内容 水稲・小麦の生産・販売 他

## 1 経営の特徴、経営理念

- ・水稲 (主食、酒造好適、飼料、米粉) と小麦を組み合わせ、家族労働力を主とした大規模経営(46ha)を実践。
- ・機械施設類は可能な限り長期間使用し、償却費の低減に努めている。  
また、経営基盤強化準備金と等を活用し計画的な機械導入を図っている。

### ◎ 経営理念 「ノーベル農学賞受賞を目指して」

## 2 法人化の動機、検討期間

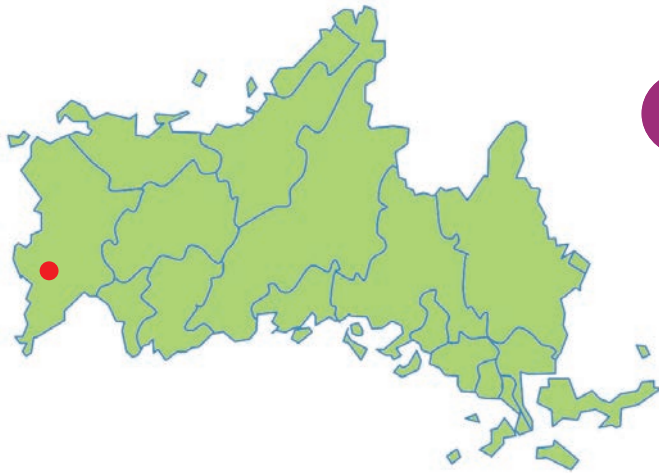
- ・沖村栄治氏 (父)  
税理士から一定の利益も出ており、子息のUターンを契機に法人化してはどうかと言われた。
- ・沖村 昇氏 (代表)  
将来、雇用をするのに (特に若い者)、個人事業主より法人形態の方が良いと考えた (雇用時の社会保障を考慮)

### 【主要資本装備】

トラクター5(償却済3、準備金2)、  
コンバイン3(償却済2、準備金1)、  
田植機2(償却済1、準備金1)、  
農薬散布ドローン3(償却中2、準備金1)、  
ハロー5(償却中2、償却済3)、  
乾燥機5(償却中1、償却済2、準備金2)  
粃摺機2(償却済1、準備金1)、  
米選機・選別機・色彩選別機  
軽トラック2、トラック1、草刈機5、  
播種機、育苗機、他



トラクター他 機械装備



### 3 法人化に際しての懸念等

- ・法人化後に負担増となる経費への懸念（社会保険料等）
- ・事務処理負担の増

### 4 農業経営支援センターの支援と助言

- ・法人化と併せた経営継承の方法について、税理士を派遣
- ・社会保障制度の説明と保険料の算定、法人化後の就業規則の整備に社会保険労務士を派遣した。
- ・専門家派遣 4 回(R4年度、5 年度)
  - R4,12 税理士  
(経営継承と併せた法人化対応)
  - R5,1 社会保険労務士  
(法人化に伴う社会保障制度)
  - R5,8 社会保険労務士 (就業規則)

### 5 法人化と併せた農業経営の継承（専門家の助言）

- ・法人化時に昇氏が代表となり経営継承。

〔法人成りの際の資産継承等の方法〕

※現在、調整中の内容もある

- ・土地・建物・償却資産で価値が残っているものは個人から法人が賃借する方向。
- ・簿価 1 円の償却資産が多いが、法人へ10万円以下（一括償却可能）で売却。  
売買は12/31付け
- ・経営基盤強化準備金を活用した資産(現在父名義)は減価償却残高を再計算して残存価格を算定する。個人資産（父）に残すことも検討。法人は賃借する。
- ・資本金の額は5,000千円程度とする。

等の助言がされた。



## 6 大規模経営のポイント

- 水田枚数は260枚あり、自己保全管理（未整備田）も20枚程度
- 平均反別は20a程度、概ね平坦な地形
- 畦畔管理は自家労力で、ブームモアーによる草刈、ドローンを利用した薬剤散布を年3～4回
- 水管理も自家労力で行っている。中干はしっかり実施
- 酒米の販売は、商社を通じ酒造メーカーへ
- 主食用米は、縁故米で地主へ戻すものが多い。
- 麦は、JA経由での販売
- 大麦ができれば、そのあとに業務用米もやりたい希望もある



管理圃場



## 7 法人化後に感じるメリット等

- 現時点では個人経営時と大きな差異は感じない。
- 支援施策も、法人かどうかよりも、認定農業者であるか否かで変わってくる。
- 法人化後の事務負担は増加したと思う。
- 家計と法人経理の分離にもより注意を払うようになった。

### 今後の意気込み

預かる水田も増えてくることが予測される。  
2名程度の雇用を計画していく。  
農閑期の作業を確保するということであれば作業受託も検討する。

→ 将来の経営計画を立案する。

# 調査事例等から見る法人化の動機やメリット等について

## ○法人化の動機やメリット等について

調査事例において、各法人から主な法人化の動機やメリットとして挙げられたのは、下表のとおりであった。

調査事例法人で示された法人化の動機やメリット				
	(株)萩原	(株)アグリハウス安永	(株)藤村農園	(株)NISSHO AGRI
1 人材の確保育成	○	○	○	○
2 社会保険制度の整備	○	○	○	○
3 円滑な経営継承	○			○
4 対外信用力の強化		○	○	
5 経営者意識の転換	○	○		○
6 制度面の支援			○	

### 1 人材の確保育成

共通して法人化の動機として示されたのは、人材の確保育成であった。

法人は、個人経営に比べ、社会保険制度の整備により外部から人材を確保し易いという利点がある。調査事例では「採用する若者の親御さんから法人就業であるため安心であるとの声もあった」との情報もあった。

### 2 社会保険制度の整備

法人化に伴い労災保険・雇用保険及び健康保険・厚生年金保険は強制適用となり(農事組合法人は例外あり)、就業規則の整備など就業条件が明確化されることとなる。

社会保険には扶養の概念があり、配偶者等を被扶養者にすることができれば、保険料負担の軽減も図れる。(個人経営で加入する、国民健康保険には扶養という考え方はない。)

### 3 円滑な経営継承

調査事例では、親から子への経営継承を契機(子が代表取締役)として法人化した経営体が3事例あった。

個人経営では代表者交代に伴う資産や契約関係の継承の手続きが煩雑であるが、法人化に際し、法人に資産等を帰属されることで、そうした煩雑さを回避できている。

また、法人化後は、仮に代表者が交代しても、事業資産の帰属や対外的な関係が継続できる利点がある。(相続税対策にもなる。)

### 4 対外信用力の強化

「法人化後に取引先からの引き合いが増えたという感じがする」との意見があるように、法人化が企業としてのイメージ向上や商品取引等の円滑化につながる可能性がある。

また、計数管理(複式簿記の記帳義務化)や各種法定義務を(経営報告など)伴うため、金融機関や取引先に対する信用力の向上という効果が期待できる。

### 5 経営者意識の転換

家計と農業経営が明確に分離されることや、計数管理(複式簿記の記帳義務化)の徹底に伴う経営者意識の転換という効果も期待できる。

### 6 制度面の支援

個人経営に比べ、制度資金の融資枠が大きいことや、アグリビジネス初投資育成株式会社からの出資を受けられるなどのメリットがある。

などが、調査事例から示された。



# 調査事例等から見る法人化の動機やメリット等について

なお、調査事例には報告されていないが、

## 7 税負担の軽減があることも法人化の利点である

個人所得には累進税率の所得税が適用されるが、法人所得は定率課税の法人税が適用されるため、個人に一定以上の所得規模がある場合は、税負担が軽減される。

また、個人の事業所得から法人化により給与所得への転換により事業主自身への課税軽減も図れる可能性がある。

## 8 個人では経費とならなかったものが法人の経費となる場合もある

- ・旅費規程を作成し、旅費日当の支給を受ける。
- ・退職金の支給
- ・個人の場合は専従者給与を受けていた場合は配偶者控除や扶養控除が受けることができないが、法人化をした場合には所得金額によっては配偶者控除や配偶者特別控除、扶養控除を受けることができる。
- ・事前確定届出給与に関する届出書を税務署へ提出することにより、役員賞与の支給を受けることができる。
- ・個人では生命保険料控除は一定額しかできないが、法人保険契約では経費として取り扱える。
- ・保険契約を利用した事業承継準備や節税が可能である。

なお、法人経営と個人経営の違いをP19にまとめている

**税負担の軽減の可能性があり一方で、社会保険の保険料は従業員個人が支払う保険料に加え、法人も雇用主としての負担も発生する。**

このため、法人化後の納税額や社会保険料の負担について、比較検討を行った方が良い。

個人経営と法人経営の税・社会保険料負担の比較の例は、以下のとおりである。

〔試算の前提〕

- ・事業主、配偶者（専従者給与）、従業員（それぞれ39歳以下）が事業に従事、事業主夫妻は子1人（未就学児）。
- ・個人の農業所得が5,000千円であり、法人化後の役員報酬については、5,000千円で計算
- ・代表者の所得税の計算については、社会保険料等の控除で行った
- ・法人化後については、配偶者については、事業主の配偶者特別控除の対象として計算

〔個人経営時の試算前提〕

年所得	5,000千円		
従事者	事業主		
	配偶者	専従者	1,200千円
	子（1名）		0千円
	正規雇用	給与	3,000千円

〔法人化後の試算前提〕

年間所得	5,000千円		
従事者	事業主（40歳未満）	所得	5,000千円
	配偶者（40歳未満）		1,200千円
	子（6歳未満）		0千円
	正規雇用（40歳未満）	給与	3,000千円

個人事業と専従者給与	所得税	227千円
	住民税	330千円
	国保等	1,114千円
	合計	1,671千円

法人事業	法人税	71千円
	源泉所得税	107千円
	住民税	290千円
	社会保険等	1,664千円
	合計	2,132千円

※上記試算は、概算によるものであることに留意

# 法人化の際の留意事項

農業経営の法人化に際しては、以下の点について留意が必要である。

## 1 農業経営（個別）の法人化の目的の明確化、経営理念の設定

農業経営（個人）の法人化を図るに際し、**法人化の目的を明確化**することが、大切である。

農業経営には、様々な課題があり、その課題解決の手段の一つが、法人化である。

雇用人材の確保、対外的な信用力の拡大など法人化する目的をはっきりさせ、法人化を経営発展に活かすことが必要である。

そのためにも、**法人の経営理念の設定**を行うことが、重要である。

## 2 一定の農業所得の確保

農業経営（個人）の法人化については、様々なメリットや留意点があることを整理した。

特に、**法人化メリットは、ある程度の農業所得がないと享受できない**と考えられる。

法人化に必要な所得水準は、各農業経営体がおかれた条件によって異なるため、各個の経営実態に即して判断することが必要である。

参考までに、山口県農業経営支援センターの支援を受けて個人経営を法人化した事例における経営分野と法人化時の収益規模については、下表のとおりである。

山口県農業経営支援センターの支援を受けて個別農業経営を法人化した経営体数と収益規模別分布（令和2年～5年）

収益規模（交付金等含む）	単位：経営体数		
	水稻主体	野菜・花き主体	畜産主体
1千万円～3千万円	1	2	
3千万円～5千万円		1	
5千万円～7千万円	2		1
7千万円～1億円	1	1	
1億円～			

※集落営農法人化を除き、経営実績のある事例をカウント

## 3 中期経営計画の作成

持続可能な安定経営を目指すため、現状の経営実績をもとに、新法人の経営理念に沿い、法人化後に増加する経費等も見込んだ5年程度の中期経営計画を作成し、関係者等と共有化することが大切である。

## 4 事務負担の増加

法人化により計数管理（複式簿記の記帳義務化）の徹底に伴う経営者意識の転換という効果がある反面、事務負担の増加があることも事実である。

## 5 赤字法人の税負担

経営が赤字でも、法人住民税の負担が求められる。



# 法人化の際の留意事項

## 6 各制度面での留意事項

### (1) 事業用資産の引き継ぎ

個人の事業用資産を法人に引き継ぐ場合には、税制や補助制度などに留意が必要である。

ア 動産(棚卸資産、農機具等)については、無償譲渡や著しく低い価額で譲渡した場合、みなし譲渡所得課税に留意

イ 不動産(建物・構築物、土地)については、法人が取得するために資金調達する必要があるため有償貸付を検討する

### (2) 補助金により取得した機械等の引き継ぎ

法人化に際し、国等の補助金を活用し取得した機械・施設等を法人に引き継ぐ場合、原則として補助金を返還する必要があるが、補助金を受給した者が機械・施設を引き継ぐ法人の経営に携わり、補助目的に従って施設・機械等を使用する場合は、補助金の返還の必要はない(利用状況報告を求められる場合あり)

### (3) 農業経営基盤強化準備金の引き継ぎ

個人で積立てた農業経営基盤強化準備金は、法人に引き継ぐことはできない。また、農業経営基盤強化準備金で圧縮記帳を受けている試算は、譲渡益が発生するケースがあるため、有償貸付を検討することも一案である。

### (4) 定款作成、登記事項の変更

農地所有適格化法人の要件を満たすため定款作成にあたり、公開会社でないこと、主たる事業が農業・農業関連事業となることを留意するとともに役員改選で留任した場合でも、重任(留任)として登記事項の変更が必要となる。

### (5) 雇用条件の整備

必要な人材を確保しかつ定着させることが重要である。

農業は労働基準法の労働時間関係が適用されないが、優秀な人材を確保するためには、魅力のある労働環境の整備が必要である。

労働条件や職場内の規律を定めた就業規則は、常時雇用従業員が10人以上いるときは作成を義務づけられ、所管の労働基準監督署に届け出を行う必要があるが、労働条件を明示することで、職場におけるトラブルの防止にも有効である。

併せて、旅費規程や給与規定などの諸規定も整備する必要がある。

### (6) 社会保険料の負担の増加

個人経営と法人経営での社会保険料負担比較は、P15に示したとおりである。

法人の場合、健康保険と厚生年金保険は強制適用され、保険料は事業主(法人)と従業員で折半することとなる。

また、従業員が1人以上いる場合は、労災保険と雇用保険も強制適用され、労災保険の保険料の全額と雇用保険の保険料の約6割を事業主(法人)が、残りを従業員が負担することとなる。

## 〔社会保険制度の概要〕

	個人 任意組織	農事組合法人		株式会社
		従事分量配当制(注2)	確定給与支払制	
労災保険	事業主	特別加入(任意)		
	従業員	従業員5人以上(強制)	組合員:特別加入(任意)	従業員1人以上(強制)
雇用保険	事業主	適用なし		
	従業員	従業員5人以上(強制)	組合員:適用なし	従業員1人以上(強制)
医療保険	事業主	国民健康保険	国民健康保険	健康保険(強制)
	従業員	国民健康保険(注1)	組合員:国民健康保険 組合員以外:健康保険(強制)	
年金保険	事業主	国民年金+ 農業者年金(任意)	国民年金+農業者年金(任意)	厚生年金(強制)
	従業員	国民年金(注1)	組合員:国民健康保険 組合員以外:健康保険(強制)	

(注1) 事業所で使用される者の2分の1以上の同意及び厚生労働大臣の認可を受けることにより、健康保険・厚生年金に加入することもできる

(注2) 農事組合法人の従事分量配当制における組合員は、出資している組合員とする

# 法人化の際の留意事項

## 7 その他

### 農業経営を取り巻く環境変化への対応

この数年、農業経営を取り巻く環境は、大きく変化している。

消費税のインボイス制度が開始された。

また、電子帳簿保存法は、税務関係帳簿書類のデータ保存を可能とする法律で、取引に関する書類に通常記載される情報（取引情報）を含む電子データをやり取りした場合の、当該データに関する保存義務やその保存方法等が求められる。

このため、農業経営会計のDX（デジタルトランスフォーメーション）化が、必要となってきた。

農業経営の法人化による組織強化と併せて、農業経営会計のDX化を併せて行えば、負担と考えられている事務が簡素化される。

#### ○会計のDX化による事務の簡素化

- ・会計処理
- ・消費税の簡易課税の選択をしていない場合のインボイスの経理処理
- ・電子帳簿保存法の対応

AIによる請求書や領収書の電子化や銀行データやカードデータの取り込みと会計データへの自動変換による帳簿の作成及び電子帳簿保存法の対応

#### ○雇用管理や届け出のDX化

- ・タイムカードやシステムの利用により、休暇の管理や超過勤務の管理、給与計算ソフトとの連動によりスムーズな給与計算が可能
- ・社会保険・雇用保険の手続の電子申請の活用(e-Govを利用した届出作成プログラムの使用)

今後、これらのことも法人化に際して検討していく必要がある。



**農業経営法人化の相談（経営試算や税務上の対応等）は、山口県農業経営支援センターの専門家をご活用されることをお奨めします。**

**なお、専門家派遣に関する農家負担はありません。**

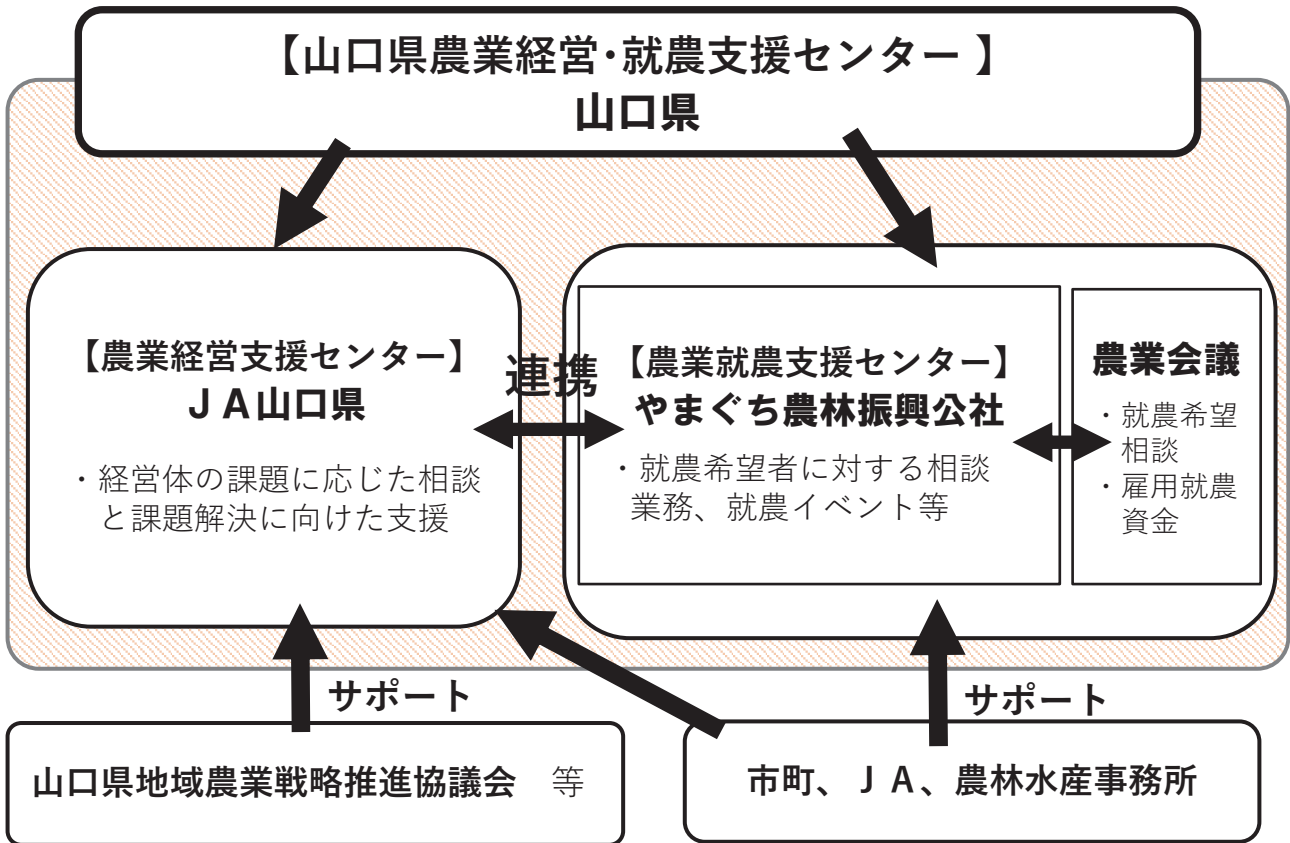
# 法人経営と個人経営の違い

出典：農林水産省「農業経営の法人化のすすめ」

		個人	法人	ポイント
経営・運営面	経営管理	家計と経営が分離されていないケースが多い	家計と経営が明確に分離され、経営管理が徹底される	
	対外信用力	経営者個人に対する信用力に限定	計数管理の充実・各種法定義務(経営報告等)を伴うため、金融機関や取引先に足しうる信用力が向上	複式簿記での基調が義務化されるなど経理・申告事務が増加
				法人となることで、企業としてのイメージが向上
	人材の確保・育成	社会保険制度が未整備な場合が多く、親族以外からの人材が確保しにくい	社会保険制度の整備により、外部からの人材を確保しやすい	
	経営継承	個人名義の取引や契約の締結のため、代表者交代に伴う資産や契約関係の継承手続きが煩雑	法人名義の取引や契約の締結のため、代表者が交代しても事業資産の帰属や対外的な契約関係が継続	
後継者は親族中心		後継者を役員や従業員から確保しやすく、他の法人との合併等も可能		
制度面	税制面	累進課税の所得税が適用	定率課税の法人税が適用	個人に一定以上の所得規模がある場合は税負担が軽減
			所得の分配(役員報酬の給与所得化など)による事業主自身への課税軽減	法人に利益はなくても都道府県民税(均等割)とうの納税義務は発生
	社会保険制度	労災保険・雇用保険は任意適用(注1)	労災保険・雇用保険は、強制適用(注2)	社会保険制度の充実により、外部からの人材を確保しやすい
		国民健康保険・国民年金に加入	健康保険・厚生年金保険は、強制加入(注3)	社会保険制度の導入に伴う事業主負担の発生
			労働時間等の就業規則が整備されるなど、就業条件が明確化(注4)	福利厚生等の待遇改善により多様な人材確保の期待
	制度資金	制度資金(農業近代化資金、スーパーL資金等)の融資が受けられる	制度資金(農業近代化資金、スーパーL資金等)の融資限度枠が拡大	資金により別要件あり(スーパーL資金は認定農業者)
			農業法人投資育成事業を営む株式会社(アグリビジネス投資育成株式会社など)から出資が受けられる	

# 山口県農業経営支援センターについて

○山口県農業経営支援センターは、農業経営基盤強化促進法に基づき設置された山口県農業経営・就農支援センター（山口県農業振興課）の中の組織です。



## 【山口県農業経営・就農支援センター】

○山口県農業経営・就農支援センター（山口県農業振興課）は、農業を担う者を確保・育成するため、市町や農業関係団体と連携して、①就農サポート（就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整など）及び②経営サポート（農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導など）を実施しています。

○就農相談、経営相談それぞれについて、次のとおり窓口を設置していますので、新たに就農を希望される方、農業経営等について相談したい農業者の方は、気軽にお声掛けください。

### 【就農相談（農業就農支援センター）】

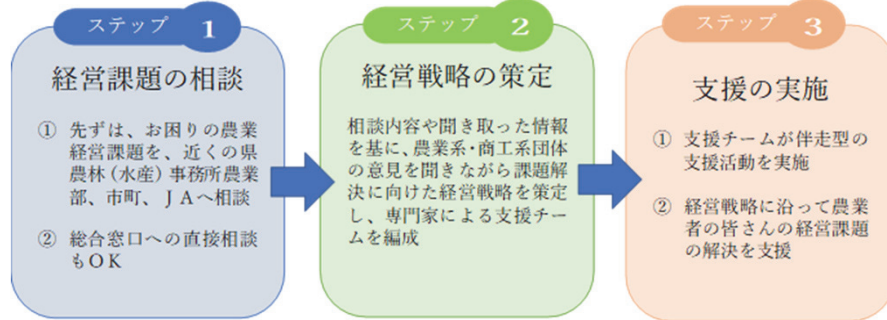
住所：山口県山口市葵2丁目5-69  
 住所：（公財）やまぐち農林振興公社  
 担い手支援課  
 電話番号：083-924-8900  
 受付時間：月曜日～金曜日  
 （年末年始・祝日を除く）  
 9：30～12：00  
 13：00～17：00

### 【経営相談（農業経営支援センター）】

住所：山口県山口市小郡下郷2139番地  
 住所：山口県農業協同組合 営農企画課  
 電話番号：083-976-6857  
 受付時間：月曜日～金曜日  
 （年末年始・祝日を除く）  
 9：30～12：00  
 13：00～17：00

# 山口県農業経営支援センターについて

○山口県農業経営支援センターは、農業者の経営課題の解決を、専門家を含む支援チームの派遣により、対応しています。**(なお、専門家派遣に関する農家負担はありません。)**



「山口県農業経営・就農支援センター」専門家登録状況(令和5年6月23日現在)

NO.	業種	氏名	企業団体名
1	中小企業診断士	柴田 史雄	柴田中小企業診断士事務所
2	中小企業診断士	大崎 道男	
3	中小企業診断士	金田 孝三郎	株式会社KPM
4	中小企業診断士	小林 昭康	YMS株式会社
5	中小企業診断士	土井 一海	土井合同事務所
6	中小企業診断士	川北 知加	
7	中小企業診断士	清田 健一	株式会社清竹
8	中小企業診断士	中本 和幸	中本経営コンサルタント事務所
9	中小企業診断士	井本 浩嗣	合同会社フライト
10	中小企業診断士	松永 暢夫	松永経営システム研究所
11	中小企業診断士	高橋 貞暢	オフィス夢実現
12	中小企業診断士	板井 川浩	icompanies(アイカンパニーズ)
13	中小企業診断士	金子 知史	金子知史中小企業診断士事務所
14	中小企業診断士	溝田 修司	M&Sコンサルティング
15	中小企業診断士	白松 秀隆	白松事務所
16	中小企業診断士	西島 拓	ウエスト・アイ・ランドコンサルティング
17	中小企業診断士	篠田 典彦	篠田中小企業診断士事務所
18	中小企業診断士	上村 紀子	うのコンサルティング
19	中小企業診断士	三草 宏樹	
1	社会保険労務士	赤井 孝文	赤井労務マネジメント事務所
2	社会保険労務士	藤村 徹	フジムラ経営労務管理事務所
3	社会保険労務士	浅野 公司	浅野社会保険労務士事務所
4	社会保険労務士	石井 富可志	石井社会保険労務士事務所
1	税理士	住江 忠彦	住江忠彦税理士事務所
2	税理士	小野 俊則	
3	税理士	岡本 栄	
4	税理士	久保 雅典	税理士法人 維新
5	税理士	花井 宏行	花井公認会計士・税理士事務所
6	税理士	吉山 邦明	尾崎税理士事務所
7	税理士	岡崎 謙司	公認会計士岡崎謙司事務所・税理士事務所
1	司法書士	吉武 要一	吉武要一司法書士事務所
2	司法書士	保田 善生	保田事務所
3	司法書士	野上 茂樹	第一総合事務所
4	司法書士	林 賢亮	司法書士はやし法務事務所
1	行政書士	福永 龍臣	行政書士福永龍臣事務所
1	総括畜産コンサルタント	清水 誠	畜産コンサルshimizu

## 山口県農業経営支援センター

窓 口 山口県農業協同組合営農販売事業本部営農企画課内

〒754-0002 山口市小郡下郷2 1 3 9 番地 JAビル2階 担当：田村

TEL:083-976-6857 FAX：083-976-6865

URL: <https://yamaguchi-nogyo-keiei.jp/>

地域窓口 最寄りの各農林(水産)事務所 農業部、市町、JA

## 編集メンバー、引用文献

### ○ 山口県農業経営支援センター 経営戦略会議 委員

所 属	役 職・氏 名
山口県農業振興課	経営体育成班調整監 白石 千穂
山口県農業振興課	経営体育成班主査 高橋 一興
山口県農林総合技術センター企画戦略部	技術革新普及グループ主査 原 裕美
公益財団法人やまぐち農林振興公社	農地中間管理事業部アドバイザー 小林 剛
一般社団法人山口県農業会議	総務係長 平川 輝
山口県農業協同組合中央会	農政対策部次長 吉武 悟志
山口県農業協同組合担い手総合対策室	担い手支援課長 藤光 隆文
農業経営支援センター 経営専属スタッフ	中小企業診断士/社会保険労務士白松事務所代表 白松 秀隆
農業経営支援センター事務局長	山口県農業協同組合営農指導部長 佐々木 秀治
農業経営支援センター事務局	山口県農業協同組合営農企画課長 榎本 亮
農業経営支援センター経営専属スタッフ	山口県農業協同組合営農企画課 田村 尚志

### ○ 監 修

中小企業診断士/社会保険労務士白松事務所代表 白松 秀隆 先生

住江忠彦税理士事務所代表 住江 忠彦 先生

### ※引用文献

個人版 農業者の皆様へ 農業経営の法人化のすすめ（農林水産省 2019年9月）



---

現地事例からみる農業経営（個人）の法人化について

発行 令和6年（2024年）3月

山口県農業経営支援センター  
（山口県農業協同組合営農企画課）

〒754-0002 山口市小郡下郷2139

電話083-976-6857 FAX083-976-6865

URL: <https://yamaguchi-nogyo-keiei.jp/>

---